

○丹波市学校給食献立作成検討委員会設置要綱

平成26年 6 月26日
教育委員会告示第 7 号

改正 平成29年 3 月29日教委告示第 1 号
平成31年 3 月26日教委告示第 4 号
令和 4 年 2 月24日教委告示第 1 号

(設置)

第 1 条 丹波市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）で調理する学校給食の献立を検討し、安全・安心な学校給食の提供に寄与するため、丹波市学校給食献立作成検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校給食の献立の作成に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校給食の献立の作成に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 校長の代表
- (2) PTAの代表
- (3) 給食センター施設長の代表
- (4) 栄養教諭及び学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）
- (5) 給食調理員の代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年以内とし、当該年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(献立作成部会)

第 7 条 献立案を作成し、委員会へ提出するため、委員会に献立作成部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、栄養教諭等で構成する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によって定める。
- 4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、これを定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日教委告示第1号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日教委告示第4号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月24日教委告示第1号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。